

地域主権戦略会議の設置について

平成21年11月17日閣議決定

平成22年 1月 8日一部改正

- 1 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員：副総理
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
内閣総理大臣が指名する有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第1項の規定に基づき、内閣府が行う。
- 5 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門員を委嘱することができる。
- 6 平成19年5月29日の閣議決定により設置された地方分権改革推進本部は、これを廃止する。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

地域主権戦略会議 名簿

議長	はとやま ゆ き お 鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	はらぐち かずひろ 原口 一博	内閣府特命担当大臣(地域主権推進)
構成員	かん なおと 菅 直人	副総理・財務大臣
	ひらの ひろふみ 平野 博文	内閣官房長官
	せんごく よしと 仙谷 由人	国家戦略担当大臣
	えだの ゆきお 枝野 幸男	内閣府特命担当大臣(行政刷新)
	うえだ きよし 上田 清司	埼玉県知事
	きたがわ まさやす 北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	きたはし けんじ 北橋 健治	北九州市長
	こばやか わみつお 小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	じんの なおひこ 神野 直彦	東京大学名誉教授
	はしもと とおる 橋下 徹	大阪府知事
	まえだ まさこ 前田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長